

投票日に投票所へ行くことができない方は

期日前(不在者)投票をご利用ください

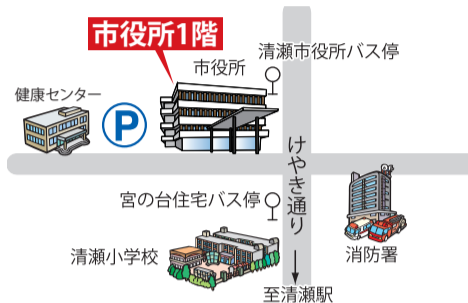
期日前投票

投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自分の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入のうえ、お持ちください。また、市役所1階市民交流スペースが期日前投票のため、期間中は一部使用できなくなります。皆さんにはご不便・ご迷惑おかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※市役所と生涯学習センターの投票できる期間・時間が異なりますのでご注意ください。

市役所(1階市民交流スペース)

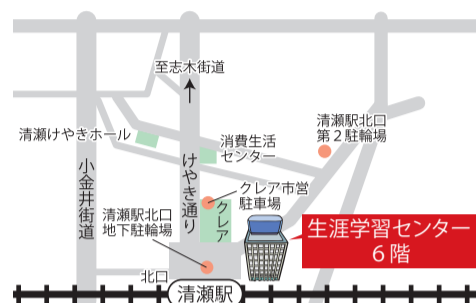
期間 6月23日(木)～7月9日(土)(17日間)
時間 午前8時30分～午後8時



※期日前投票最終日は非常に混雑することが予想されます。
※駐車場をご利用の方は駐車券を投票所まで忘れずにお持ちください。駐車料金の減免処理をします。

生涯学習センター(6階講座室1)

期間 7月5日(火)～7月8日(金)(4日間)
時間 午前9時30分～午後9時



※期日前投票初日は非常に混雑することが予想されます。
※生涯学習センターには駐車場・駐輪場がありません。お車や自転車でお越しの方は、クリア市営駐車場及び周辺の駐輪場(有料)をご利用ください。

※前回の選挙の期日前投票の混雑状況を市ホームページで確認できます。



滞在先の市区町村の不在者投票所で不在者投票

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙(等)を請求します。 令和4年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号
- ⑥不在者投票の理由
(仕事で出張中、出産のため実家へ帰っているなど)

※請求書は便せんなどを使用して左記のように作成してください(市ホームページからもダウンロード可)。



【手続きの手順】

- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を選挙管理委員会に至急郵送または持参(ファクス・メールでの提出はできません)
※マイナンバーカードをお持ちで電子証明書(署名用パスワード)を取得している方は、パソコン(ICカードリーダーが必要)またはマイナンバーカード読取対応スマートフォンでマイナポータルぴったりサービスから請求できます。

郵送先 〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市選挙管理委員会事務局宛

- ②清瀬市選挙管理委員会からご本人の希望送付先に投票用紙を郵送
- ③投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票
この方法は郵送によるため、日数がかかります。お早めにお手続きください。



在外選挙人証をお持ちの方へ

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方ができる投票は、次の3つがあります。

- ①在外公館投票：在外公館(大使館など)に向いて投票します。
- ②郵便投票：登録されている選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵便で投票します。
- ③帰国投票：在外選挙人名簿に登録されている方で、一時帰国した場合や、日本国内に住所を移したあと、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示することで国内の投票方法(選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票)で清瀬市役所の投票所に限り投票できます。



有権者の皆さんへ～感染症対策～

■持参した筆記用具で投票用紙に記入することができます(鉛筆を推奨)

■投票所では感染予防(消毒・換気等)の対策をします

投票所にお越しになる皆さんは、マスクの着用・帰宅後の手洗いなどの感染症対策にご理解・ご協力をお願いします。



指定施設での不在者投票

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

投票用紙の請求は、入院・入所中の施設長を通じて行います。
※投票期間は、公示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。



郵便等による不在者投票

【投票用紙の請求は7月6日(水)必着】

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。
※この制度は、事前に登録申請が必要です。

障害名	障害の程度			介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	1級	2級	3級		
身体障害者手帳 両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当	要介護5	
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	—	○		
免疫・肝臓の障害	○	○	○		

代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。

■特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症により療養等されている方も一定の要件を満たす場合、郵便等で投票ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

お体の不自由な方へ

■代理投票■

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。
投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

■点字投票■

目の不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。シティプロモーション課へご連絡ください。
問シティプロモーション課プロモーション係 ☎042-497-1808

選挙に関する問合せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所2階南、けやき通り側) ☎042-492-5111(代表)